

# AI(人工知能)に関する著作権法上の現状課題と今後について

著作権委員会\*

**抄 録** 現在、日本国内はもとより世界中でAI・ビッグデータ・IoTの研究開発やビジネスへの適用が拡大しており、今後も多種多様な業界での利活用が期待されている。こうした中、知的財産戦略本部「新たな情報財検討委員会報告書」<sup>1)</sup>(2017年3月)や「知的財産推進計画2016」(2016年5月)、「知的財産推進計画2017」<sup>2)</sup>(2017年5月)にて、AI創作物に対する保護の必要性・可能性、著作権を含めた知財制度の検討の必要性が挙げられている。一方、AIやビッグデータという用語がバズワード化し、それらが将来我々の生活やビジネスへ及ぼす具体的影響が曖昧であるため、著作権法上の課題と対応案も未だ検討の余地が大きい状況となっている。

本稿では、現状のAIの利用事例をもとに、今後も見据えた現時点(2017年7月時点)での課題整理を行った。

## 目 次

1. はじめに
2. 国内の検討状況
  - 2.1 データの利活用促進について
  - 2.2 AIの作成・利活用促進について
3. 事例検討
  - 3.1 事例1：人工知能を利用したタクシー需要予測
  - 3.2 事例2：SNS投稿画像を利用したソリューション提案サービス
  - 3.3 事例3：自動車走行時の情報提供サービス
4. おわりに

## 1. はじめに

近年デジタル・ネットワークの発展に伴い、物理世界や人間から得られたデータをインターネットやその中に成立するサイバー空間に収集し、AI技術を活用することで価値ある情報を創出することが、社会システムの効率化、新産業の創出、知的生産性の向上に寄与すると考えられている(CPS：サイバーフィジカルシス

テム)。

一方で、AIを用いて大量・不特定の情報を利用することで、①権利者やビジネスに与える影響が拡大、②利用の過程で新たに生じた価値ある情報保護の必要性、保護可能性ならびに帰属、取扱いをどうすべきか、③現行法の範囲でデータやAI等の利活用・保護が可能か、という課題が考えられる。本稿では国内の主要な検討動向を整理した上で、ビジネス上の事例から前記3つの課題を主眼において検討し、著作権法上の課題について洗い出した。

なお、本稿に記載の見解は、当委員会の検討に基づくものであり、何らの法的解釈を保証するものではないが、読者諸氏の参考になれば幸いである。

## 2. 国内の検討状況

昨今、第四次産業革命、Society5.0の実現が期待される中、政府としても、とりわけ2016年

\* 2016年度 Copyright Committee

秋以降、審議会、懇談会等様々な場でデータ・AI関連の検討が進められてきた。「知的財産推進計画2016」の工程表を踏まえた取り組みだけでも、知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会「新たな情報財検討委員会」、IT統合戦略本部「データ流通環境整備検討会」、産業構造審議会 商務流通情報分科会「分散戦略ワーキンググループ」、情報通信審議会 情報通信政策部会「IoT政策委員会」、経済産業省「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会」が開催され、集中的な議論が行われてきた。2017年春から秋にかけては、それぞれの会議体におけるとりまとめの公表が予定されている。本稿において、AIを用いた実在のビジネス事例を検討するにあたり、データ・AIの利活用促進のための知財制度につき、著作権を含む知的財産権全てを視野に検討された、「新たな情報財検討委員会報告書」（2017年3月）および「知的財産推進計画2017」（2017年5月）（本稿では特に断りない限り以下併せて「報告書」という）に基づき、国内の動向を整理する。

## 2. 1 データの利活用促進について

膨大なデータの集積・分析や、他社データとの掛け合わせによるデータ利活用は、新規ビジネス創出につながると考えられる。しかし現状では、データ利活用に関する技術的および法的な基盤が一定程度整う一方で、データを利活用したビジネスモデルやデータ流通基盤が十分に確立していないこと、また、不正利用された場合の対応に関する懸念や不安が払拭されていないこと等を背景に、データの十分な利活用がなされているとは言えない。このような課題認識を元に、特許権、著作権等では保護対象とされない価値あるデータ（一定の金銭や労力の投資が必要なもの）等を対象に、その利活用促進のための知財制度の在り方について関係省庁にて

検討が進められている。なお、検討の対象は、民間投資により生成され、個人情報を含まないデータである。現状では、これらの価値あるデータをコントロールできる枠組みは、不正競争防止法の営業秘密しかない状況であり、報告書内では現行法上の具体的な課題を踏まえ、対応策の方向性が示された。

具体的に検討を進めることとなった事項は、契約ガイドラインの策定による契約支援、データ取引市場等の健全なデータ流通基盤の構築、新たな不正競争防止法の対象となる行為や保護対象となるデータの検討による公正な競争秩序の確保が挙げられた。契約ガイドラインの策定による契約支援として、事業者間の取引に関連して創出、取得または収集されるデータの利用権限を契約で適正かつ公平に定めるための手法や考え方を整理した「データの利用権限に関する契約ガイドラインver1.0」が経済産業省により策定されている（2017年5月）。何らかの権利を付与するアプローチについては、欧州におけるsui generis right（データベース作成に係る投資を保護する特別な権利）のような新たな権利付与も検討されたが、制限のある権利の新設については、現時点では望ましくないとされ、欧州の検討状況を注視しながら、必要性の判断も含めた継続検討が適当とされた。

## 2. 2 AIの作成・利活用促進について

機械学習を用いたAIは幅広い産業への応用が期待され、産業競争力強化の為にもその基盤となる知的財産上の在り方について検討が必要とされた。機械学習を用いたAIに関する具体的な検証対象は、(A)「学習用データ」、(B)「学習済みモデル」、(C)「AIのプログラム」、(D)「AI生成物」とされ、具体的に検討を進めることが適当な事項として、学習用データ作成に関する環境整備と、学習済みモデルの適切な保護と利活用促進およびAI生成物に関する具体的

事例の把握が示された（図1）。

(A) 学習用データは、データの集合体であり、機械学習にあたって作成される。その際、元となるデータに著作物が含まれていたとしても、著作権法第47条の7に基づき、記録媒体への記録または翻案を行うことが可能である場合がある。しかし、複数の当事者が協業で学習用データの作成を行う場合に「データ作成者」と「AI学習を行う者」が異なるケースがある。同法上では、譲渡や公衆送信が規定されていないため、データ作成者からAI学習を行う者へ学習用データを提供または提示する行為が違法と解される恐れがある。このように解されてしまうと、協業によるAIの作成・開発に支障が生ずるため、AIの作成を促進する観点から、この課題に向けた検討が進められている。

(B) 学習済みモデルは、AIのプログラムに特定の機能を実現させることを目的として学習用データを学習させることにより生成される「AIのプログラムとパラメータの組み合わせ」

であり、プログラムの著作物や全体として特許法上の「プログラム等」または不正競争防止法上の要件を満たせば営業秘密として保護される。しかし、パラメータが数値またはそれに類するものに過ぎないとすれば、パラメータのみで著作物としての要件を満たすことは難しいと考えられる。一方で、技術的な情報として不正競争防止法における営業秘密として扱う余地はある。法的位置づけがどのようになるにせよ、価値が有ると認められれば、パラメータのみで取引の対象とされることもあるだろう。

なお、元の学習済みモデルを利用した「蒸留」と呼ばれる手法により、効率的に元のモデルとほぼ同じ性能の学習済みモデルを作成できる一方で、元のモデルとの関連性を特定することは技術的に困難であることを背景に、現行知財制度上の保護が不十分であるとの指摘がある。とはいえ、AIの技術の変化は非常に激しいため、元のモデルとの関連性を特定するような技術が生まれる可能性もある。このため、新たな権利

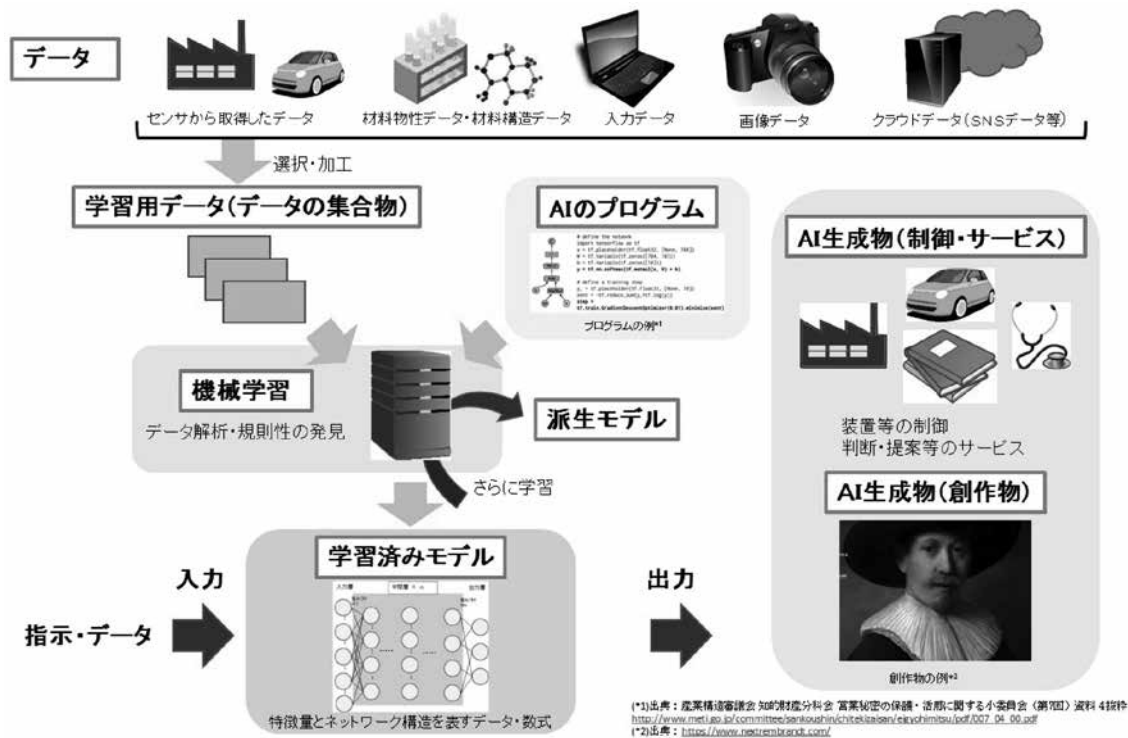


図1 機械学習を用いたAIの生成過程のイメージ<sup>3)</sup>

の付与については、その必要性や効果についてAIの技術の変化を注視しながら引き続き検討するとともに、まずは契約による適切な保護の在り方について検討を進めることが適当であるとされている。

(C) AIのプログラムについては、「プログラムの著作物」や「物（プログラムの著作物）の特許」として保護され、必要となれば現行知財制度で対応可能である。よって、さらなるインセンティブ付与が必要であるとする付帯的な理由があるとは必ずしも言えないため、当面は新たな権利付与は行わず、技術の変化や利活用状況を注視していくことが適当であるとされた。

(D) AI生成物については、AIが悪用される場合や人間の創作的寄与の程度の考え方につき、事例に基づき検討を進めることとし、引き続き検討すべき事項として整理された。

### 3. 事例検討

AIを用いたサービスについて、以下3つの事例を基に具体的な場面を想定し、「権利者やビジネスに与える影響」、「利用の過程で新たに生じた価値ある情報保護の必要性、保護可能性ならびに帰属、取扱い」、「現行法の範囲でデータやAI等の利活用・保護が可能か」、という観点から検討を行った。

## 3. 1 事例1：人工知能を利用したタクシー需要予測

### (1) 事例の概要

通信事業者A社は、タクシー会社B社、IT事業者C社と協力して、A社の通信ネットワークの仕組みを利用して作成される人口統計に、B社が提供するタクシーの運行データ等をかけ合わせて分析することで、タクシーの利用需要をリアルタイムに予測する「需要予測プログラム」を開発し、交通網の効率化をめざす実証実験を行うことにした（図2）。

「需要予測プログラム」は、人口統計や運行データのほか、気象データや周辺施設データ等に人工知能技術を適用して、タクシーの需要予測モデルを作成し、乗車数を予測するものである。この「需要予測プログラム」の開発にはA社が保有するAIのプログラムが採用される。

### (2) 権利関係等

1) 以下、各データやプログラムを切り口に、「利用の過程で新たに生じた価値ある情報保護の必要性、保護可能性ならびに帰属、取扱い」および「現行法の範囲でデータやAI等の利活用・保護が可能か」について検討する。

・人口統計：著作権法の要件を満たせばデータ

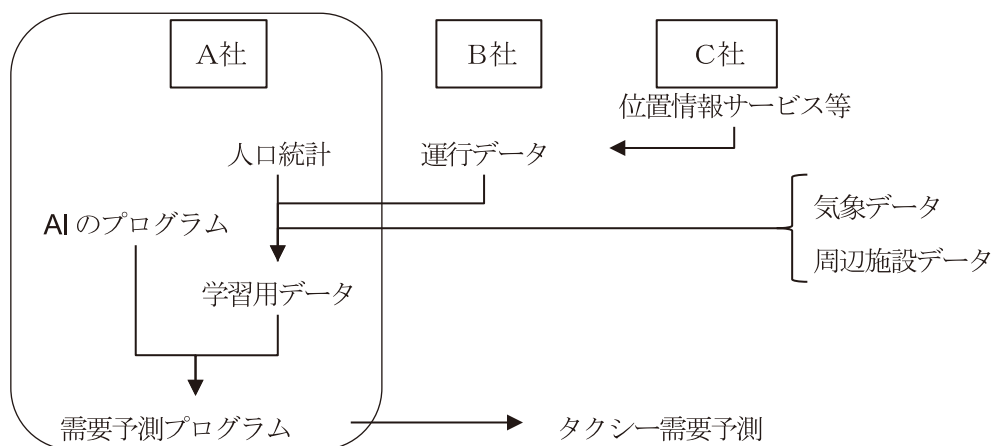


図2 事例1ビジネスモデル図

ベースの著作物に該当する。ただし、データの羅列に過ぎなければ著作権法による保護対象外である。また、不正競争防止法の要件を満たせば営業秘密となる。

しかしながら、著作権法、不正競争防止法による法的保護を受けられない場合であっても、A社としては費用と労力をかけて作り出したものを何らかの形で守るとともに、その回収を図りたいと考えると想定される。

・運行データ：運行データは、B社のタクシーが走行し、C社の位置情報サービス等を利用して収集されるものである。

これが著作物、営業秘密として取り扱うことが可能かどうかは、上述の人口統計と同じ考え方である。

また、当該データの二次利用の条件についてはB社、C社間の契約によると考えられる。

・気象データ、周辺施設データ：運行データにおけるB社と同様に提供者がいたとして、その提供者において、著作物、営業秘密として取り扱うことが可能かどうかは、上述の人口統計、運行データと同じ考え方である。

・学習用データ：B社、C社らから取得したデータをA社がクレンジングし、学習用データを作成する想定である。この学習用データは、著作権法の要件を満たせばA社のデータベースの著作物に該当する。ただし、データの羅列に過ぎなければ著作権法による保護対象外である。また、本件の学習用データは、A社の外部に提供することを想定しておらず、不正競争防止法の要件を満たせばA社の営業秘密に該当する。

・AIのプログラム：著作権法における「プログラムの著作物」として取り扱われる可能性が高い。その場合の著作権者はA社となる。

また、上で述べてきたものと同様、不正競争防止法の要件を満たせば営業秘密となり、特許法の要件を満たせば特許となる。

・需要予測プログラム：前2. 2で述べた学習済

みモデルに相当する。著作権法、特許法、不正競争防止法における扱いについては、前2. 2で述べたとおりである。

著作物と言える場合に著作権は誰が保有するかというと、創作した者、つまり開発者であるA社というのが素直な考え方ではないだろうか。

ただし、B社、C社その他データ提供者は「需要予測プログラム」の開発には、自身が提供したデータが寄与していることを根拠に、著作権が生じた場合にその持分を要求する、あるいは著作物であるか否かにかかわらず、寄与の度合いに応じた対価を求める等の主張をすることが考えられるが、当事者間の契約等で取り決めることになるだろう。

・タクシー需要予測：データ集合であるため、著作物として著作権の対象となる可能性は低いと考えられる。

一方、要件を満たせば、不正競争防止法におけるA社の営業秘密として取り扱うことは可能であろう。

ここでもB社、C社その他データ提供者が、タクシー需要予測には自己が提供したデータが寄与しているという主張をするかもしれない。その解決としては、やはり当事者間の契約等で取り決めることになるのではないだろうか。

なお、個別のタクシー需要予測結果のデータが第三者により大量に集められ、蒸留モデルあるいは類似したモデルが作られることで、フリーライドされるリスクも考えられる。

2) 以下、「権利者やビジネスに与える影響」について検討する。

各データやプログラムの位置づけについて、1) を踏まえて考えるに、著作権、特許権、営業秘密といった根拠法のあるものに該当すると言えるのか、または何にも該当しないのかという論点がある。

また、根拠法のあるものに法的権利が成立するとした場合には、誰が権利者になるのかとい

う論点もある。

さらに、法的に一当事者が権利者となったとしても、他の当事者の寄与の有無や度合いに応じて、当事者間で権利や利益の分配について議論が生じることもあると思われる。

現状においては、根拠法が明確ではないこともあるため、当事者間で検討、協議を重ね、契約等で取り決めるといったことが現実的な対応になるのではないだろうか。

### 3. 2 事例2：SNS投稿画像を利用したソリューション提案サービス

#### (1) 事例の概要

今日、個人間のコミュニケーションのみならず、企業や政府機関の情報発信においてもSNS (Social Networking Service) が利用されている。SNSで共有される情報は文字だけでなく画像や動画も含まれており、それらのデータはユーザーの嗜好や行動傾向を反映した情報財ともいえる。そのようなSNSに投稿された画像データを利用してAIのプログラムによる画像解析を行い、画像の特徴点抽出もしくは画像そのものを用いた学習済みモデルを構築する。そしてその学習済みモデルを活用して、顧客のSWOT分析等のAI生成物を創出し、新たな視点からソリューションの提案を行うといったAIビジネスモデル（以下「画像解析モデル」という）を検討する。

#### (2) 権利関係等

本モデルは大きく分けて、1) SNSユーザ、2) SNSサービス提供者、3) AIサービス提供者、4) AIサービス顧客、の4主体によるビジネスモデルが想定できる。それぞれの主体における「権利者やビジネスに与える影響」とは如何なるものが考えられるだろうか。

##### 1) SNSユーザ

原則的にSNSユーザは画像や動画に関する著作権、著作者人格権、パブリシティ権、肖像権等の権利を有している。一方で、後述するようにSNSサービスの利用規約にはSNSユーザの権利をSNSサービス提供者に使用許諾することが定められている場合が多い。

しかしながら、すべてのSNSユーザが利用規約を十分に理解しているとは思われないため、使用許諾条件が浸透していないことが想定される。この前提のもとで画像解析モデルを提供した場合、SNSユーザは投稿画像が自身で設定した範囲を超えて公開されること、SNSサービスとは全く関係ない商業目的で使用されることについて懸念を持つと予想される。

一方で、SNSユーザが他人の著作物を無断で投稿していた場合、画像解析モデル提供によって著作権侵害による被害が拡大する恐れがある。

##### 2) SNSサービス提供者

SNSサービス提供にあたり、SNSユーザが投稿した画像を含むコンテンツについて、SNSサービス提供者が自由に使用する非独占、譲渡可能、再許諾権付き、かつ無償の世界的使用許諾

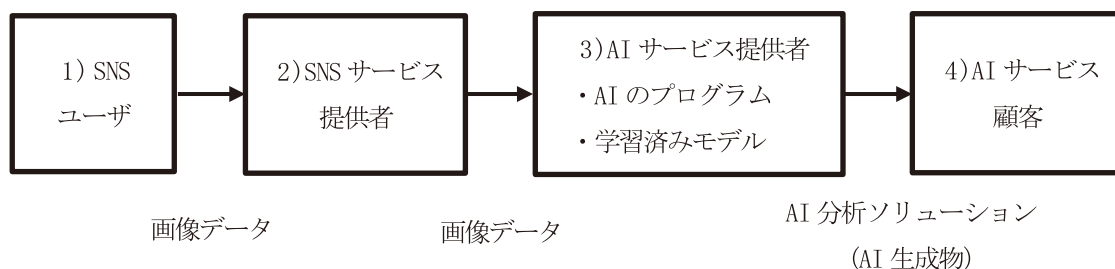


図3 事例2ビジネスモデル図

の権限がSNSユーザからSNSサービス提供者に付与される旨の利用規約を設けていることが想定される。その結果、SNSサービス提供者はSNSユーザ投稿画像につき使用・改変・データベース化等を行う権利を有することになる。

そのため、SNSサービス提供者がそれら権利を活用しながらAIサービス提供者と連携し画像解析モデルを展開することで、新たなビジネス収益源となる可能性がある。

一方、SNSユーザによる不適切な画像投稿等による著作権処理について一定の社会的リスクが存在するが、SNSユーザやAIサービス提供者との契約（利用規約）において「SNSサービス提供者は画像に関して発生した被害、損失、および費用（妥当な弁護士費用を含む）から免責される」といった条項を盛り込むことでリスクを最小化することも可能である。

このように画像解析モデルは、画像データというビッグデータを保有するSNSサービス提供者に大きなメリットをもたらすビジネスモデルであると言え、その影響力増大による市場パワーバランスの偏重に注意する必要がある。そのため、SNSサービス提供者にある程度のインセンティブを付与しつつ、FRAND（Fair, Reasonable and Non-Discriminatory）条件等を課すことでデータ利用を希望するAIサービス提供者等へ許諾義務を課すことや、不合理な差止請求権行使といった権利濫用を防止する仕組みも検討が必要となると思われる。

なお、画像データは、「個人情報を含むデータ」に該当する恐れがあり、その利活用や匿名情報として加工する方法等、改正個人情報保護法の内容を確認し、適正に使用することが求められる。

### 3) AIサービス提供者

AIサービス提供者が開発したAIのプログラム自体は、従来同様、特許権や著作権、営業秘密として保護される可能性があることから、ここではAIのプログラムによって自動生成され

た学習済みモデルやそれを用いた分析データといったAI生成物に焦点を当てる。

AIサービス提供者はSNSサービス提供者と連携することにより莫大な画像データ（学習用データ）を入手することができる（ただし、少ない対価支払いが発生するものと推測される）。そしてそれら学習用データを基に学習済みモデルを構築する。

顧客ニーズに合わせてカスタマイズした学習済みモデルを使用し、AIサービス顧客業務の潜在ニーズ等の分析を行い、新たな視点からソリューションの提案を行う。この点が今回検討を行う画像解析モデルの肝となる部分であろう。

画像解析モデルを開始するにあたって、AIサービス提供者は、SNSサービス提供者やAIサービス顧客との間で、AI生成物の利用範囲や利用料金、権利帰属等を定めた個別の契約を事前に締結することで、著作権等の権利にまつわる紛争リスクを軽減することが可能となるが、契約を締結しなかった場合、後述する「(3) 現行法上の課題」が問題となる可能性がある。

### 4) AIサービス顧客

AIサービス顧客はAIサービス提供者から提供された自社業務に関する分析データ（AI生成物）を用いて、新たなビジネスシーンを創出する。一方、AIサービス提供者が同様の分析データを競合他社に提供することは自身の市場シェア維持のためにもできれば避けたいところである。そこで意識するのは自身が何の権利を持っているか（どの権利がAIサービス提供者からAIサービス顧客へ納品物とともに譲渡あるいは許諾されたか）であるが、今回の分析データのAI生成物は、アイデアやデータ集合体であるため、著作物として著作権の対象となる可能性は低いと考えられる。このような分析データの取扱いに関する問題については「(3) 現行法上の課題」で後述する。

### (3) 現行法上の課題

画像解析モデルを実施するにあたり、AIサービス提供者がそれぞれの主体と個別の契約で画像データおよびAI分析ソリューション（AI生成物）の取扱いについて定めることができれば、当事者間で紛争が生じる恐れは少なくなる。

そうでない場合、「利用の過程で新たに生じた価値ある情報保護の必要性、保護可能性ならびに帰属、取扱い」や、「現行法の範囲でデータやAI等の利活用・保護が可能か」といった視点でいくつかの課題が生じうる。

#### 1) 著作権法第47条の7について

情報解析のための複製等であれば必要と認められる限度において記録媒体への複製や翻案を行うことができる場所、学習済みモデルを構築するまでは情報解析に該当する可能性があるが、分析データ（AI生成物）を提供するために画像データを利用する行為までは同法の射程範囲外になる恐れがある。

#### 2) 分析データの取扱い

一般的には、データの保護は営業秘密として不正競争防止法による保護を検討することとなるが、分析データは当事者間でやり取りされる可能性があり、営業秘密の3要件である「秘密管理性」「有用性」「非公知性」のうち、「秘密管理性」や「非公知性」の要件を欠くものとして適用が難しくなるリスクが想定される。

#### 3) AIのプログラム、学習済みモデルの著作物性

AIのプログラムとパラメータとが別に保持されている場合、パラメータが著作権法上の保護対象として著作物性を有するか明確ではなく、パラメータ単体が複製されるといった行為への権利行使は難しいであろう。

また、学習済みモデルが著作物性を有すると考えた場合でも蒸留モデル・派生モデルへの権利行使には、元の学習済みモデルとの技術的関連についての立証困難性が伴い、こちらも権利

行使のハードルは高いものと想定される。

## 3. 3 事例3：自動車走行時の情報提供サービス

### (1) 事例の概要

様々なデータを自動車に搭載されているAIまたは自動車と通信によりつながるクラウド上のAIに入力し、当該自動車を運転する者に適切な情報を提供するサービスについて検討する。入力されるデータは、運転者自身が運転する自動車または他人が運転する自動車取得するセンサ情報、走行データ、車載カメラ映像、第三者が保有するSNSデータ等、多岐にわたる。また、自動車内にAIを搭載したり、クラウド上のAIに情報収集し、分析結果を自動車に送信したりする等の形態が考えられる。

### (2) 権利関係等

以下、各データを切り口に「利用の過程で新たに生じた価値ある情報保護の必要性、保護可能性ならびに帰属、取扱い」および「現行法の範囲でデータやAI等の利活用・保護が可能か」について検討する。

#### 1) 入力情報について

入力されるデータは、著作物性のあるものと、そうでないものに大別される。第三者が権利を有するSNSや口コミサイト等の情報は、SNSサービス提供者、SNSユーザから利用許諾を得るか、または現行の著作権法で認められる範囲内での利用（例：著作権法第47条の7情報解析のための複製等）に限定する必要がある。著作物性のないデータについては、著作権法による保護対象ではないため、契約等による制約がなければ、サービスにおいて自由に利用することができる。

#### 2) AIから提供される情報について

入力情報をAIに入力して提供される情報として、交通情報を基に計算された最適ルートや、



SNS情報と運転者情報を用いた近隣店舗のおすすめ情報、また運転時間や運転者の状態のセンシングから疲労度を算出して出される警告等が考えられる。このとき、当該情報が著作物性を有するか否か、すなわちAI創作物の著作物性については、「新たな情報財検討委員会報告書」にて引用されている「文化庁著作権審議会第9小委員会（コンピュータ創作物関係）報告書<sup>4)</sup>」が詳細に分析をしている。同報告書内では、コンピュータによる創作物が著作物といえるためには、人の思想、感情を創作的に表現した著作物と評価しうるか、つまりイ) 創作的意図、ロ) 創作的寄与と認めるに足る行為、ハ) 客観的に思想感情の創作的表現と評価されるに足る外形の3要件を満たしていると著作物に該当する、としている。

著作物性を有する場合は、当該著作物の著作権者が誰かが問題となる。前述の報告書では、著作権者になりうるものとして「コンピュータ・システムの利用者」「プログラムの作成者」「入力される素材の作成者」の寄与度により判断されるとしている。また、通常は「コンピュータ・システムの利用者」が著作権者（ただし、

単なる操作者は該当しない）であり、プログラムの作成者は、一般的には著作者となりえない（創作的意図を持ってプログラムを作成した場合は、創作者たりうる）。素材の作成者は単独で著作者になることはほとんどありえず、他の2者との共同著作権者となることが考えられる、と整理されている。今回の事例においてはそれぞれ「AIの利用者（運転手）」「AIの作成者（サービス提供者）」「入力情報の作成者」が該当すると思われるが、「AIの利用者（運転手）」は単なる操作者に過ぎず、AIの創作物に対する創作的寄与を行ったと評価することは難しいと考える。3者の中でもっとも創作的寄与を行ったと考えられるのは「AIの作成者（サービス提供者）」ではないだろうか。どのような入力情報から、こういったアウトプットを提供するか、そうしたアウトプットを出力するためのAIを作成した者が、もっとも創作に寄与したと考えられるからである。また、入力情報がどれだけアウトプットに反映されるかによっては「入力情報の作成者」も著作権者となる可能性がある。

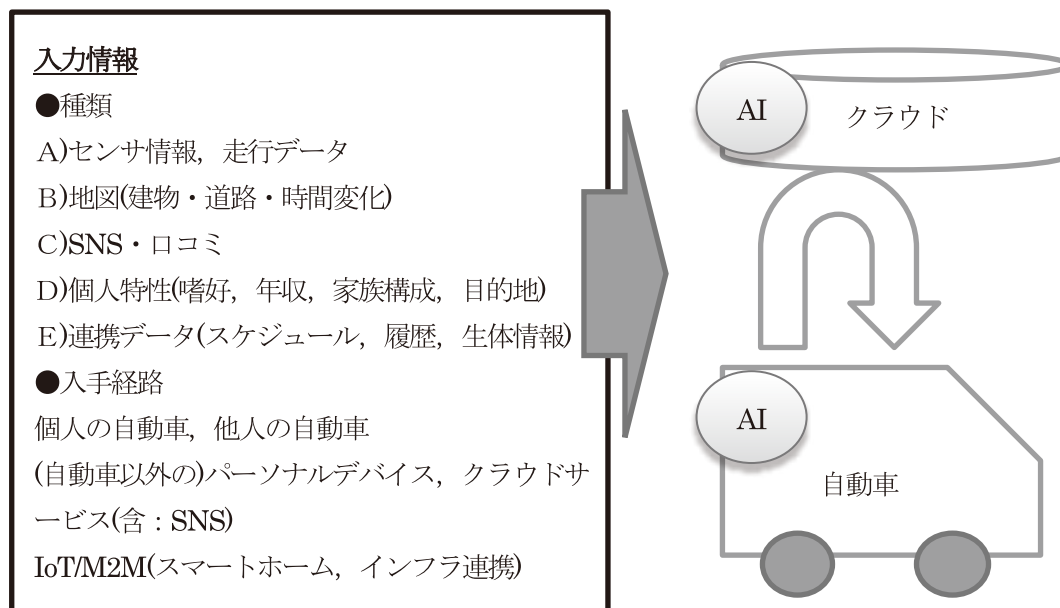


図4 事例3ビジネスモデル図

### (3) 現行法上の課題

前項において、AIへの入力情報が著作物でない場合、著作権法の保護対象には該当せず、サービスにおいて自由に利用できる、とした。しかし、当該入力情報が集合となり、ビッグデータとしての価値を持つ場合に、何らの保護がないとすると不都合は生じないか（なお、データベースの著作物に該当する場合は著作権法上の保護対象となりうる）。例えば、そのようなビッグデータを複製し、同様のサービスを提供してしまう場合に、データの複製自体は著作権に違反しないこととなる。サービスの提供方法や契約により、そのようなビッグデータの複製を禁じることも考えられるが、データの内容、重要性によっては契約違反による損害賠償だけではカバーしきれない損害が生じることも懸念される。

## 4. おわりに

今回、本稿では国内の主要な検討動向を整理した上で、ビジネス上の事例から3つの課題を主眼において検討し、著作権法上の課題について洗い出しを行ったが、現時点では技術面および法律面の両面において未確定部分の割合が大きいため、今後の技術動向や国内外の最新検討状況も見据えながら、当委員会内でも引き続き調査検討を進めていきたいと考えている。

なお、本論説は、2016年度著作権委員会のメ

ンバーである、雨宮信佳（副委員長：KDDI）、岡洋子（副委員長：エヌ・ティ・ティ・データ）、野村真弓（副委員長：日本アイ・ビー・エム）、茨木崇文（日立製作所）、熊野まり（富士通）、佐保優一（ソフトバンク）、都築俊介（日本ユニシス）、樋地優香（パナソニック）、増田桂（トヨタ自動車）および2017年度より著作権委員会のメンバーである、村松健一（武田薬品工業）、吉田久子（東芝デジタルソリューションズ）が執筆した。

### 注 記

- 1) 平成29年3月知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会 新たな情報財検討委員会「新たな情報財検討委員会報告書－データ・人工知能(AI)の利活用促進による産業競争力強化の基盤となる知財システムの構築に向けて－」  
[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho\\_hyoka\\_kikaku/2017/johozai/houkokusho.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2017/johozai/houkokusho.pdf)
- 2) 2017年5月知的財産戦略本部「知的財産推進計画2017」  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20170516.pdf>
- 3) 前掲注1), 24頁
- 4) 著作権審議会第9小委員会（コンピュータ創作関係）報告書（平成5年11月文化庁）  
[http://www.cric.or.jp/db/report/h5\\_11\\_2/h5\\_11\\_2\\_main.html](http://www.cric.or.jp/db/report/h5_11_2/h5_11_2_main.html)

URL参照日は全て2017年7月20日

（原稿受領日 2017年8月1日）